

■緊急通報装置の給付

内 容	消防署に緊急通報が届く緊急電話を給付します。			
対 象 者	65歳以上の高齢者世帯、身体障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属する者で、おおむね3名の協力者が確保できる方			
利用者負担等	利用者世帯の階層区分		利用者負担率	
	生活保護法による被保護世帯		0%	
	市民税額が0円及び均等割の額のみ課税の世帯		0%	
	世帯の市民税額 (均等割の額及び所得割 の額の合算額)	1円 ~ 16,500円	20%	7,200円
		16,501円 ~ 40,500円	40%	14,400円
		40,501円 ~ 100,500円	60%	21,700円
100,501円 ~ 147,000円		80%	28,900円	
	147,001円 ~	100%	36,100円	
申 込 先	高齢者福祉課 高齢者福祉係 (0824-73-1165) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)			

■緊急ファクシミリの設置

内 容	あらかじめ消防署に登録し、緊急時のファクシミリ通報に対応します。
対 象 者	電話による通報が困難な言語・聴覚障害及びこれに準ずる障害のある方
手続に必要なもの	印鑑
利用者負担等	なし
問い合わせ	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)

■メール119通報システム（携帯電話のメールを利用した緊急通報）

内 容	あらかじめ消防署に登録し、三次市・庄原市での緊急時の携帯電話のメール通報に対応します。
対 象 者	音声による通報が困難な言語・聴覚障害のある方
利用者負担等	携帯電話利用料
問い合わせ	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)

5 移動・外出



■福祉タクシー券

内 容	1枚300円分の福祉タクシー券を交付します。(年間[4月～翌年3月] 72枚) ※年度途中で手帳の交付を受けた方は、手帳の交付日等に応じて年間72枚から6枚(月数×6枚) 1回の乗車で、複数枚の利用ができます。
対 象 者	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ①身体障害者手帳 1級・2級・3級・4級 ②療育手帳 ㊤・A・㊦ ③精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
手続に必要なもの	①印鑑 ②障害者手帳
申請窓口	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)

■人工透析通院への助成

内 容	次のいずれかにより、通院にかかる費用を助成します。 ① 1枚300円分の福祉タクシー券を交付します。(年間[4月～翌年3月] 240枚) ※年度途中で手帳の交付を受けた方は、手帳の交付日等に応じて年間240枚から20枚(月数×20枚) 1回の乗車で、複数枚の利用ができます。 ② 自宅の最寄り停留所から医療機関の最寄り停留所までの公共交通機関運賃(バスまたはJR)の半額相当額を助成します。
対 象 者	血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者
手続に必要なもの	①印鑑 ②血液透析治療を受けている証明または医療機関の通院証明
申 請 窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)

■おでかけ応援隊(外出支援)

内 容	地域のボランティアが運転する車いす専用車輛などで、通院や社会参加の外出を支援します。福祉車輛の貸し出しもあります。(事前登録が必要です。)
対 象 者	次のいずれかにより外出支援が必要で、家族や近隣者の協力が得られない方 ①常時、車いすを利用している場合 ②歩行が困難で公共交通機関の利用が難しい場合 ※利用の可否については、お近くの地域センターへお問い合わせ下さい。
利用者負担等	燃料費の一部
申 請 窓 口	社会福祉協議会 (0824-72-7120) 社会福祉協議会の各地域センター (19ページ参照)

■乗車運賃の割引

内 容	次の交通機関等を利用した場合、乗車運賃が割引(1割ほか)されます。 ①広島県タクシー協会に加入しているタクシー(県内) ②バス・電車・アストラムライン(県内) ③JR・飛行機(国内) ④旅客船(国内) 介護者が必要な第1種障害者は、介護者も割引されます。
対 象 者	身体障害者手帳または療育手帳(②は精神障害者保健福祉手帳を含む。)をお持ちの方
問 い 合 わ せ	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 各交通機関

■作業所通所への助成

内 容	次のいずれかにより、通所にかかる費用を助成します。 ①バスまたはJRの場合は運賃の半額 ②自家用車またはバイクの場合は1kmあたり10円
対 象 者	障害者福祉事業所へ、バス、JR、自家用車またはバイクで通所している障害者
手続に必要なもの	①印鑑 ②交付申請書(通所施設の証明が必要)
申 請 窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)

■盲導犬の利用

内 容	重度の視覚障害者に対し、盲導犬の利用にかかる便宜を図ります。
対 象 者	身体障害者手帳(視覚障害1級)をお持ちの18歳以上の方で、盲導犬を適切に利用し、飼育できる方 ※資格審査があります。
利用者負担等	1か月程度の盲導犬との訓練費用や盲導犬の飼育費用等
申 請 窓 口	広島県障害者社会参加促進センター (082-254-2505) 社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)

■自動車運転免許取得費の給付

内 容	自動車の第1種普通免許取得にかかる費用の9割(10万円を限度)を助成します。
対 象 者	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級のいずれかをお持ちの方
手続に必要なもの	①印鑑 ②障害者手帳 ③運転免許の取得費の明細
申 請 窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)

■自動車改造費の給付

内 容	自動車の改造に必要な経費の9割(10万円を限度)を助成します。
対 象 者	【自ら運転】 上肢・下肢・体幹・移動機能障害で1級から4級の手帳をお持ちの方 【介護者運転】 上肢・下肢・体幹・移動機能障害で1級または2級の手帳を持ち、介護が必要な方 ※過去2年の間に制度を利用された方は対象外
手続に必要なもの	①印鑑 ②身体障害者手帳 ③運転免許証 ④自動車検査証 ⑤改造費の見積書
申 請 窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)

■有料道路の割引

内 容	高速道路を利用した場合に料金が半額(10円または50円単位で切り上げ)となります。 ※この割引と、ETCを利用した他の割引については、割引後の料金の安い方が適用されます。
対 象 者	【自ら運転】 身体障害者手帳をお持ちの方 【介護者運転】 次のいずれかの手帳をお持ちの方の介護者 ①身体障害者手帳 第1種 ②療育手帳 ㉠・A
手続に必要なもの	①障害者手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証 ④ETC利用割引の場合は、ETC車載器管理番号と障害者本人名義のETCカード
申 請 窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)

■駐車禁止規制の適用除外

内 容	障害者が利用する自動車に対して「駐車禁止除外指定車標章」を交付し、公安委員会が指定する場所での駐車禁止規制の適用から除外します。			
対 象 者	次のいずれかの手帳をお持ちの方			
	①身体障害者手帳のうち次のいずれか			
	部位	等級	部位	等級
	視覚障害	1級・2級・3級・4級の1	上肢不自由	1級・2級の1・2
	聴覚障害	2級・3級	体幹不自由	1級～3級
	内部障害	1級～3級	下肢不自由	1級～4級
	平衡機能障害	3級	移動機能障害	1級～4級
	上肢機能障害	1級・2級(一上肢のみを除く。)		
	②療育手帳 ㉠・A ③精神障害者保健福祉手帳 1級			
手続に必要なもの	①印鑑 ②障害者手帳 ③住民票 ④車検証(車両を指定する場合)			
申 請 窓 口	庄原警察署 (0824-72-0110) ※東城町の区域については東城交番 (08477-2-0015) でも申請できます。			

■思いやり駐車場利用証交付制度

内 容	<p>特定の障害者や要介護の高齢者、妊産婦などに「広島県思いやり駐車場利用証」を交付し、「利用証」をお持ちの方が乗車した車のみ、「思いやり駐車場」として登録された施設等の駐車区画に駐車できます。</p> <p>ただし、障害者等用駐車場を利用しやすくするための制度で、利用証をお持ちの方が、必ず駐車できることを保証するものではありません。</p>																																																											
対 象 者 申 請 窓 口	<p>【期限制限なし】 次のいずれかの手帳をお持ちの方</p> <table border="1" data-bbox="363 421 1422 1193"> <tr> <td rowspan="6">身体障害者手帳</td> <td>視覚</td> <td></td> <td>1級～4級</td> <td rowspan="6">社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210)</td> </tr> <tr> <td>平衡機能</td> <td></td> <td>3級～5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">肢体</td> <td>上肢</td> <td></td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>下肢</td> <td></td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹</td> <td></td> <td>1級～5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">脳原性</td> <td>上肢機能</td> <td></td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td></td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓</td> <td></td> <td>1級～4級</td> <td>支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td colspan="2">㉠・A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉手帳</td> <td colspan="2">1級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(小児慢性)特定疾患医療受給者証</td> <td colspan="2">(小児慢性)特定疾患医療受給者</td> <td></td> <td>保健医療課 (0824-73-1255) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)</td> </tr> <tr> <td>介護保険被保険者証</td> <td colspan="2">要介護度1～5</td> <td></td> <td>高齢者福祉課 (0824-73-1167) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)</td> </tr> </table> <p>【有効期限あり】</p> <table border="1" data-bbox="363 1234 1422 1417"> <tr> <td>妊産婦</td> <td>妊娠7ヶ月～産後1年6ヶ月の妊産婦（産後は1歳6ヶ月までの乳幼児同伴時のみ）</td> <td>保健医療課 (0824-73-1255) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)</td> </tr> <tr> <td>けが人など</td> <td>けが等で杖等の補そう具を必要とする人など</td> <td></td> </tr> </table>				身体障害者手帳	視覚		1級～4級	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210)	平衡機能		3級～5級	肢体	上肢		1級・2級	下肢		1級～6級	体幹		1級～5級	脳原性	上肢機能		1級・2級	移動機能		1級～6級		心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓		1級～4級	支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)	療育手帳	㉠・A				精神保健福祉手帳	1級				(小児慢性)特定疾患医療受給者証	(小児慢性)特定疾患医療受給者			保健医療課 (0824-73-1255) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)	介護保険被保険者証	要介護度1～5			高齢者福祉課 (0824-73-1167) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)	妊産婦	妊娠7ヶ月～産後1年6ヶ月の妊産婦（産後は1歳6ヶ月までの乳幼児同伴時のみ）	保健医療課 (0824-73-1255) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)	けが人など	けが等で杖等の補そう具を必要とする人など	
身体障害者手帳	視覚		1級～4級	社会福祉課 障害者福祉係 (0824-73-1210)																																																								
	平衡機能		3級～5級																																																									
	肢体	上肢				1級・2級																																																						
		下肢				1級～6級																																																						
		体幹				1級～5級																																																						
	脳原性	上肢機能			1級・2級																																																							
移動機能			1級～6級																																																									
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓		1級～4級	支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)																																																								
療育手帳	㉠・A																																																											
精神保健福祉手帳	1級																																																											
(小児慢性)特定疾患医療受給者証	(小児慢性)特定疾患医療受給者			保健医療課 (0824-73-1255) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)																																																								
介護保険被保険者証	要介護度1～5			高齢者福祉課 (0824-73-1167) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)																																																								
妊産婦	妊娠7ヶ月～産後1年6ヶ月の妊産婦（産後は1歳6ヶ月までの乳幼児同伴時のみ）	保健医療課 (0824-73-1255) 支所市民生活室 (19ページ参照・西城支所は②)																																																										
けが人など	けが等で杖等の補そう具を必要とする人など																																																											
手続に必要なもの	<p>【期限制限なし】 該当される手帳・受給者証</p> <p>【有効期限あり】 母子健康手帳・医師の診断書・意見書等</p>																																																											

